



生活困窮者自立支援制度が始まりました

平成27年4月1日から、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への新たな支援制度が始まりました。

この制度では、さまざまな事情のため経済的に困窮状態となっている方に、相談支援や就労支援など「自立の促進」に向けた取り組みを行います。

◆相談窓口の開設 (4月1日から)

市では、生活困窮者を対象とした相談窓口を開設し、専門の相談支援員が話を伺います。関係機関と連携して、経済的、社会的な自立に向けた支援を行います。

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

相談窓口 市役所1階社会福祉課

※まずは、問合せ先へ電話で連絡してください。電話が難しい場合は、直接相談窓口へお越しください。

対象 市内在住で、失業、就職活動の行き詰まりなどにより経済的な困窮状態にあり、就労などによる自立に向けた支援を希望する方(生活保護受給中の方は対象となりません)

費用 無料

相談支援の流れ

- ① 相談窓口で相談者本人の置かれている状況を確認し、課題を整理します。
- ② 課題解決に向けた必要な支援を提供するため、本人の意向に沿った自立を目的とする支援計画を作成します。
- ③ 関係機関との連携を図りながら、作成した支援計画に基づいた支援を行います。

住宅確保給付金

離職により住居を失った方、または失うおそれのある方を対象とした家賃相当額の給付(有期)と、就職に向けた支援を行います。

生活保護制度との違い

生活保護制度は、生活に困窮する国民に対する最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としており、生活扶助・住宅扶助・医療扶助などによる給付を行います。

一方、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が生活保護の受給に至らないよう自立を支援する制度で、基本は現金給付ではなく、経済的・社会的な自立に向けた相談支援を提供します。

問合せ 社会福祉課庶務係 ☎ 107



はい! ごちそう消費生活センター

家に来た業者に指輪を買い取ってもらったが、指輪を返してもらいたい。クーリング・オフできますか?

Q 教えて!

先日女性から電話があり「いらぬ洋服などがあればお宅まで買い取りに伺います。」と言われました。家の片付けをして不用品がたくさんあったので翌日家に来てもらうことにしました。家に来た業者は男性でした。洋服などを見てもらいましたが、「それは買えない。指輪やアクセサリはなののか。」と聞かれました。不用品はないと断りましたが、しつこく聞かれ、仕方なく指輪を出しました。見せるだけのつもりが買い取ると迫られ、怖くなって契約書にサインし、指輪を渡して現金を受け取ってしまった。

アドバイス

「事前に「不用品を買い取る」という電話があつても、業者の目的は貴金属の買い取りである場合が多くあります。〇ひとりで応対すると業者の勢いに負け、売る予定のないものを売ってしまうことがあります。売るつもりがない場合は訪問自体をきっぱり断りましょう。〇クーリング・オフ期間中は、売却品を売却者(消費者)の手元で保管できるようなりました。手放してから後悔しないためにも、その場ですぐに渡さず、買い取り価格などを十分検討しましょう。

A 答ええます!

このように、買取業者が自宅に来て不用品を買い取れることを「訪問買取(正式には訪問購入)」と言います(訪問販売の逆です)。「訪問購入(買取)」の契約は、書面(法定書面)を受け取った

※「訪問購入(買取)」の規定が適用されない例外もあります(自動車・大型家電・家具・書籍・有価証券・CDやDVD・ゲームソフト類)。

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111 ☎ 641



中小企業への支援策が充実しました

市では、市内の中小企業の皆さんの事業活動を応援しています。このたび、中小企業への支援策をより充実しました。ぜひ、各種制度を活用してください。

羽村市中小企業技術力向上及び人材育成支援助成金を活用してください

後継者の人材育成を支援します！

市では、市内で製造業を営む中小企業が負担した、従業員の技術力向上または人材育成のための研修費や資格取得のための経費の2分の1（1社1年度上限20万円）を助成しています。

4月1日から、後継者を育成するための取組みをより広く支援するため、製造業に限らず、すべての産業の中小企業が後継者として認定した方または代表者に就任して1年未満の方も対象となりました（一部の業種を除く）。ぜひ、活用してください。

問合せ 産業課商工観光係^⑤658

製造業者などが市内に第2工場を新設する際に奨励金を交付します！

企業誘致促進に関する条例を一部改正し、対象要件を拡大しました

市では、企業誘致を促進するため、市内の指定地域で新たに事業を始めた企業へ、固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付しています。

このたび制度を改正し、すでに市内で事業を行っている企業も、第2工場の新設などを行う場合は交付の対象となりました。また、対象地域も拡大しました。

対象業種

- 製造業
- 情報通信業

- 運輸業、郵便業

- 学術研究、専門、技術サービス業

- 生活関連サービス業、娯楽業

※対象業種の中でも一部対象とならない業種があります。詳しくは、問い合わせてください。

対象地域（指定地域） 準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域

企業誘致奨励金

固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付（上限額1億円）

雇用促進奨励金

企業誘致奨励企業の指定を受けた企業が、市内に新たに設置した事業所で事業所開設時に市民を新たに常用雇用し、かつ1年間雇用した場合、雇用した1人につき5万円（当該市民が障害者であるときは1人につき5万円を加算）を交付（上限額100万円。ただし障害者に対する加算は算入しない）

企業誘致協力奨励金

市内の指定地域に事業用地や事業用建物を所有している方が、それらの用地や建物を、企業誘致奨励企業の指定を受けた企業に対し、譲渡や貸し出しした場合、固定資産税・都市計画税相当額を1年間交付（上限額3000万円）

工場と住宅の共存を図ります！

羽村市ものづくり企業立地継続助成金（周辺環境や近隣住民へ配慮するために行う防音・防臭・防振などの改修や工場の移転に助成を行います）

市内には多くの製造業が立地しており、それらは市の重要な産業の一つです。一方で、市内の住宅化も進んでいます。一方、市内の住宅化も進んでいます。工場と住宅の調和を進め、企業が継続的に市内で操業できるように、平成27年度から、企業が行う防音・防臭・防振などの改修や工場の移転に対し費用を助成します。

対象 都内ものづくり中小企業 助成対象事業

① 工場の防音・防臭・防振などの改修事業（新増築は含まない）、改修に伴う一時移転事業

② 工場の移転に伴う機械などの輸送・設置事業、移転先工場の改修

※いずれも新増築は対象外

助成率・上限額 対象経費の4分の3、上限375万円（下限100万円）

※この事業では、東京都の「都内ものづくり企業立地継続支援事業」の支援を受け、市の助成のうち3分の2に東京都からの財源をあてます。

申請期限 4月30日（木）

問合せ 産業課経済対策係^⑥657